

特別寄稿

CITP 制度の IFIP IP3 認定について

旭 寛治（一般社団法人 情報処理学会）

このほど、CITP^{*1}制度が国際認定を取得した。これによって、CITP はグローバルに通用する資格となった。本稿では、情報処理学会で同認定の取得に携わった者の立場から、認定の意義や取得の経緯等について述べる。

■ CITP 制度創設の経緯

情報処理学会が情報技術者の資格制度創設の検討を始めたのは 10 年ほど前のことである。WG が設けられ、筆者が主査を仰せつかった。情報技術の世界では「プロフェッション」が確立していない、つまり、IT の仕事というのは専門技術者でなくても誰でもできることになっている。とりわけ日本の情報産業は、過度のアウトソーシングによって労働集約型産業となり、技術者の専門性が生かされる環境となっていない[1]。社会インフラを支える情報産業がそのような状態にあることは看過できないというのが筆者の問題意識であった。

検討の結果、「プロフェッション」を確立するために資格制度を導入することにした。これが CITP である。制度設計に当たっては、IPA と協議の上、国内標準である ITSS に準拠した資格とすると同時に、グローバルに通用する資格とするため国際標準と整合を取ることを基本方針とした。[2] [3] [4]

ちょうどその頃、IFIP^{*2}で情報技術者の国際相互認証を推進するプロジェクト IP3^{*3}が立ち上がった。IFIP は約 50 カ国が加盟する情報処理の国際連合であるが、情報処理学会は IFIP と密接な関係がある。1960 年にユネスコの提案によって IFIP が設立された時、日本の代表組織として誕生したのが情報処理学会なのである。その IFIP が IP3 を立ち上げたことを知り、CITP 制度は早期に IP3 の認定を取得することを目標に掲げた。IP3 設立の目的は、グローバルな IT プロフェッションの確立であり、筆者らの意図と一致した。情報処理学会は 2009 年に IP3 に参加し、翌年からはボードメンバーとして活動してきた。

■ IP3 の要件

IP3 のフレームワークは、各国の資格制度に一定の要件を課すことにより国際的な同等性を確保し、認定国間での相互認証を実現するというもので、IFIP が各国のメンバー学会を資格認証機関として認定する。情報処理学会はこの認定を目指した。

IP3 の資格水準には IP3P (Professional) と IP3T (Technologist) の二つのレベルがある。上位の IP3P は SFIA^{*4}のレベル 5 以上の能力が要求されるが、これは ITSS のレベル 4 以上に相当する。CITP は IP3P の要件を満たすようにした。

IP3 の制度は、情報技術者資格の国際標準である ISO/IEC 17024（適合性評価：要員の認証を実施する機関に対する一般的要求事項）および同 24773（ソフトウェア技術者認証）に基づいている。これらの国際標準の主要な要件の一つに、更新制がある。資格には有効期間を設定し、期間終了後も資格を継続するためには更新審査を受けなければならない。また、更新には所定の CPD^{*5}が必要である。CITP は有効期間を 3 年とし、更新には 150 ポイント以上の CPD を要件とした。国際標準という点では、倫理綱領や行動規範の順守も非常に重視される。CITP 制度の設計に当たっては、当初からこれらの要件を組み入れたものとした。

*1) Certified IT Professional、認定情報技術者

*2) International Federation for Information Processing、情報処理国際連合

*3) International Professional Practice Partnership

*4) Skills Framework for the Information Age、英国の IT スキル標準

*5) Continuing Professional Development、継続研鑽

■ IP3 認定の取得

CITP 制度は 2014 年に本運用を開始し、昨年 3 月に最初の資格更新を実施した。IP3 の認定を取得するためには一定の運用実績のあることが条件となるので、3 年あまりの実績を踏まえて昨年 7 月に IP3 に認定の申請書を提出した。

これに先立ち 2016 年 4 月、情報処理学会に WG を設置し、申請書類を作成する作業を開始した。申請書類の本体は、IP3 が提示するガイドラインにしたがって、認定の要件となっている項目ごとに CITP 制度の実施内容を記述する。制度の詳細を記述するのでかなりの量となるが、本体よりも問題となるのは、CITP 制度に関連する各種規程や様式等の attachments (添付書類) である。これらの原本は、当然ながらすべて日本語で書かれている。申請書の attachments とするためには、英訳が必須である。これは大量のため、翻訳業者に委託することとした。委託に当たっては、用語の対訳集を作成し、英訳結果は WG の委員が分担してレビューした。CITP 制度のベースとなっている ITSS については、すでに IPA が海外展開のために英語版を作成済みであったので、それを借用できたのが幸いであった。

申請書の提出から約半年にわたって書類審査が行われ、その間に何件かの Q&A が行われた後、本年 2 月に審査チームによる site visit (現地視察) が実施された。アメリカ、オーストラリア、南アフリカから計 3 名の審査員が来日し、東京御茶ノ水の情報処理学会で 3 日間にわたって審査が行われた。審査に際しては、プロの通訳を同席させた。大きなカンファレンス等を除いて通常の学会の会議では通訳を置くことはないが、今回は学会関係者外の人々も参加することから、通訳の同席が効率的と判断された。

審査結果は直ちに IP3 の理事会に提出され、審議の結果、CITP 制度は認定された。IP3 から送られてきた認定書を図 1 に示す。

■ CITP コミュニティの貢献

CITP 制度創設の目的が「情報技術者のプロフェッションの確立」にあったことは上に述べたが、筆者らの真の狙いは、CITP の有資格者によるプロフェッショナルコミュニティの形成であった。コミュニティが情報産業の発展に貢献し、その結果、現在は決して高いとは言えない情報技術者の社会的地位が向上することを期待した。幸い、2014 年 11 月に CITP コミュニティの第 1 回会合が開かれ、その後コミュニティ活動が徐々に広がりつつあるのは、筆者らにとって真に喜ばしいことである。

このコミュニティの存在が IP3 の認定審査にも大きな役割を果たした。審査チームによる site visit では、主として筆者ら CITP 制度の運営関係者が対応したのはもちろんであるが、同時に CITP 制度のステークホルダーに対するインタビューが重要な審査項目であった。CITP 制度を利用して資格を取得された方々が、この制度を appreciate しているのか、つまり、この制度の意義を認めているのかという点が、審査の可否を決定する上で大きな要素であった。CITP コミュニティで熱心に活動されている方々の中から何人かにインタビューを受けていただいたが、CITP 資格取得の目的や活用状況などを適切に述べていただき、審査員から高評価を得ることができた。

CITP 制度には、企業の社内資格制度を認定するという仕組みがあるが、その認定企業の関係者の方にもインタビューを受けていただいた。こちらも会社としての認定のメリットを具体的に述べていただき、同じく高評価を得た。

■ IP3 認定の意義

IP3 による認定を取得した意義は大きい。これまでは、情報処理学会という日本の一組織の定める資格に過ぎなかった CITP が、グローバルに通用する資格となり、その価値が向上した。今回の認定により、学会の Web サイトには早速 IP3P のロゴマークが表示された。CITP 制度で認定された企業にとっても、社内資格制度が国際的に認められた CITP 制度に

基づく制度となることの意義は大きい。

一方、IP3 としても、日本が認定国の仲間入りをしたことは意義がある。これまで IP3 の認定を取得したのはすべて英語圏の国だった。IP3 Chair の Moira de Roche 氏は、CITP 制度の認定によって“The IP3 program has become truly global.”と述べている。[5]



■ 今後の展望

上述のように、IP3 の認定を取得することは、CITP 制度創設を検討した当初からの目標であった。目標達成によって、CITP 制度は次のフェーズに入ったといえることができる。IP3 認定を機会に、CITP 制度の認知度の向上と一層の普及に弾みをつけたい。その一環として、まず日経 BP 社の取材を受け、IP3 認定に関する記事が同社の Web サイト「日経 xTECH」に掲載された。3 月に開催された情報処理学会の全国大会では、CITP セッションでの発表とともに参加者全員に CITP のリーフレットを配布した。広報活動の継続によって、CITP 有資格者および認定企業の増大を図る予定である。[6]



図 1 IFIP IP3 認定書

<参考文献>

- [1]松田信之「CITP 制度を活用した高度 IT 人材の育成～超スマート社会を支える実践的技術者育成～」平成 28 年度 CITP フォーラム/JUAS アドバンスド研究会 活動報告書(2017)
- [2]旭寛治「認定情報技術者制度(1)－制度の概要－」『情報処理』第 55 巻第 8 号(2014)
- [3]IT エンジニアの新しい認定制度が始動、大手 6 社が主導するプロの免許、日経 SYSTEMS 2014.5
- [4]IT 技術者を「社会から尊敬される職業に」、情報処理学会が“高度”新資格を開始、日経コンピュータ (2014.9.4)
- [5]IFIP IP3 Accredits First Non-English ICT Certification、IFIP News(2018.3.15)
<https://www.ifipnews.org/media-release-ifip-ip3-accredits-first-non-english-ict-certification/>
- [6]「日本発 IT 資格が国際資格に、高まる期待と 2 つの課題」日経 xTECH(2018.3.9)
<http://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/column/18/00001/00138/?P=1>

旭 寛治

(株式会社日立製作所／情報処理学会 資格制度運営委員会 前委員長)

【略歴】(株)日立製作所基本ソフトウェア本部長、ストレージソリューション本部長、(株)日立テクニカルコミュニケーションズ代表取締役社長等を歴任。1999 年本会理事、2005 年副会長。IT プロフェッショナル委員長。情報処理学会名誉会員。



